

## 議案第15号

### 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

#### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されることに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるもの(以下この条において「介護必要者」という。)を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>)により裁判所がした命令の申</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるもの(以下この条において「介護必要者」という。)を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>規定により裁判所がした命令の申立てを行った者</u>で当該命令がそ</p>

立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3)から(8)まで (略) 2から5まで (略)	の効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3)から(8)まで (略) 2から5まで (略)
--	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。